

湛水防除事業

◆要旨

かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想される被害を未然に防止する事業をいい、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする事業。

◆事業の種類、実施基準

(1) 排水施設整備工事、(2) 排水管理施設整備工事

(1) 排水施設整備対策工事（排水施設整備工事、湛水防除施設改修工事）

○地区面積 おおむね30ha以上

○事業費 おおむね5千万円以上（地区面積 400ha以上(離島は300ha)かつ事業費 5億円以上は大規模)

○事業効果 予想被害額が事業費に等しいか、より大きい場合であり、かつ、予想被害のうち農業部門の比率が50%以上

○次の条件のいずれかに該当する地区

(ア) 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

(イ) 事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

(ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

(エ) 受益面積と流域面積との比が著しく大きく(3倍以上)、負担に耐えないもの

(2) 排水管理施設整備工事

○地区面積 おおむね100ha以上(1,000ha以上は大規模)

○排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

○同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

○防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

◆実施主体

大規模は 県

小規模は 県または市町

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp